

登録金融機関業務を営む金融機関の吸収分割の公告

2025 年 8 月 29 日

東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号

三井住友信託銀行株式会社

取締役社長 大山 一也

当社は、吸収分割により三井住友トラスト・インベストメント株式会社（東京都港区芝 3 丁目 33 番 1 号）に対して当社のオルタナティブ資産に係る運用関連業務の一部に関して有する権利義務を承継させることにいたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

効力発生日は 2025 年 10 月 1 日です。

以 上